

子育て支援住宅

子育て支援住宅の入居者を募集中



詳しくは町建設課までお尋ねください

子育て支援住宅入居者の2次募集を受付けています

町では、9月から入居開始予定の子育て支援住宅「ヴェルデ甲佐」(6戸)について、入居者の2次募集を受付けています。

入居申込書や住民票(謄本)、所得証明書、滞納証明書などの必要書類と印かんをご準備の上、期限までに町建設課へお申込みください。

「ヴェルデ甲佐」の紹介

▼基本情報

- ・間取り 2LDK
- ・住戸面積 73平方メートル
- ・住戸設備 ユニットバス、洗面化粧台、洋式便器(温水洗浄便座付き)

- ・基本家賃 42,000円から(入居 要件に応じて変動あり)
- ・敷金 128,000円
- ・共益費 4,000円

- ・駐車場料 1区画1,500円
- ・構造および規模 鉄筋コンクリート造3階建て 全20戸(エレベーターあり)
- ・外部施設 駐車場、駐輪場、防災公園

- ・入居可能予定日 9月1日(日)

▼物件住所

甲佐町大字豊内777番地
入居資格

①「子育て世帯(18歳未満の子または妊婦がいる世帯)」または「新婚世帯(婚姻(事実婚・婚約予定者を含む)後、5年以内の世帯)」であること

②暴力団でないこと

③自ら居住するための住居であり、同居親族があること

④地方税等を滞納していないこと

▼所得基準

収入月額(「世帯」の年間所得額から各種控除を差し引いて12(か月)で割った額)が158,000円以上387,000円以下

▼入居募集期限

8月9日(金)まで

町建設課 ☎ 096-234-1183(内線 162)

国民健康保険

医療費が高額になるときは 限度額適用認定証の利用を

国民健康保険には、医療機関などの窓口での支払いが高額となった場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで窓口での支払いが限度額までになります。国保被保険者で「認定証」の交付を希望される人はお問い合わせください。

限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なります。また、国民健康保険税を滞納している場合、「認定証」を交付できない場合がありますのでご注意ください。

▼申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、印かん、マイナンバー(個人番号)が分かるもの

入院したときの食事代(標準負担額) 減額について

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に標準負担額を自己負担することになりますが、住民税非課税世帯の国保被保険者はこの標準負担額が減額される制度があります。減額の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することが必要です。

なお、減額の適用後、入院日数が90日を超える「長期入院」に該当する場合には、食事代の自己負担額がさらに減額されます。「認定証」と入院期間が確認できるものを準備の上、町住民生活課で手続きをお願いします。

申請は8月1日(木)から

平成30年度「認定証」の有効期限は、7月31日(水)までです。8月からは改めて区分を判定し、8月1日(木)から申請を受け付けますので、必要がある人は町住民生活課に申請してください。

入院などで医療費が高額になるときは



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 105)

国民年金

ご存知ですか？
国民年金の任意加入制度



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■納付済期間が満たない場合に
任意加入で受取額を増やせます

老齢基礎年金（65歳から受ける年金）は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受取額を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金の受給資格期間は、保険料の納付済期間や免除期間などが原則として10年以上（平成29年8月1日に25年から10年に短縮されました）必要となりますが、この要件を満たしていな

い場合は、65歳になるまで任意加入することができます。

保険料の納付方法は、原則として口座振替となります。

■海外在住の場合も加入できます

海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。保険料の納付方法は、国内にいる親族などの協力者がご本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から引き落とす方法があります。

■対象となる方と申請方法

対象となる方は、次のとおりです。

- ・年金額を増やしたい方は、65歳になる前の月まで
- ・受給資格期間を満たしていない方は、65歳になる前の月まで
- ・外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、通帳、認印、金融機関届出印を準備の上、町住民生活課または熊本東年金事務所にお申し出ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096-367-2503

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 104)

し尿

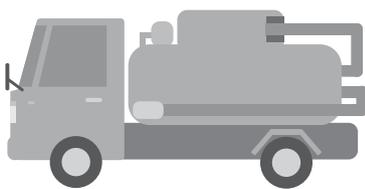
■人件費や物価高騰に伴う、し尿くみ取り料金改定について

甲佐町のし尿の処理については、

御船町、嘉島町、益城町に本町を加えた上益城郡内4町で構成する御船地区衛生施設組合の環境クリーンセンター（御船町小坂2353番地）にて行っております。

このたび、郡内のくみ取り業者から収集や運搬に要する人件費などの上昇などに伴う処理コストの増加を背景とした料金値上げの要望があり、4町でさまざまな角度から協議を重ねた結果、収集運搬に要する人件費や諸物価の高騰などを勘案して、令和元年10月1日から料金を次のように改定することを決定しました。

し尿くみ取り料金が
10月から改定となります



詳しくは町環境衛生課へお尋ねください

町民の皆様には、し尿処理業務の適正な実施について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

▼新料金

10㍻あたり106円（税込）

▼旧料金

10㍻あたり101円（税込）

■町内のし尿くみ取り業者（浄化業者）と対象地区について

●（有）甲佐衛生社

- ・対象区域 宮内地区、甲佐地区（東寒野区、西寒野区、上豊内区、有安区の星の川団地の一部）、竜野地区、乙女地区、白旗地区

☎096-234-1169

●米村衛生（有）

- ・対象区域 甲佐地区（東寒野区、西寒野区、上豊内区、有安区の星の川団地以外の一部）

☎096-234-0308

※甲佐地区においては、お住まいの地区によって、し尿くみ取り業者が異なりますのでご注意ください。

ご不明な方は、町環境衛生課までお尋ねください。

町環境衛生課 ☎096-234-1169